

雇用関係助成金のお知らせ

～10月号は2つの助成金についてご紹介します～

ご案内

最低賃金引き上げに向けて助成金の活用を検討してみませんか

令和7年12月23日から山形県の最低賃金が955円から1,032円に引き上げとなります。引き上げ率は8.06%で昨年以上の引き上げです。人件費の増大や、扶養内で働いている方の就業調整による労働力不足、採用コストがかかり新たな人材確保が難しくなる、など、事業所の皆様への影響も大きくなります。生産性の向上、従業員のスキルアップ、設備投資、雇用管理など、賃金引き上げに向けて対策を講じていく必要があります。10月号では、厚生労働省の賃金引き上げの支援策の中から「キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）」と「業務改善助成金」についてご紹介いたします。

① キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

有期雇用労働者等（パート、アルバイト、契約社員など）の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成される制度です。1事業所あたりの支給申請上限人数は100人（1年度あたり）です。1人あたりの助成額は賃金引き上げ率に応じて4パターンとなっており、加算措置についても以下の通りです。

賃金引き上げ率	3%以上4%未満	4%以上5%未満	5%以上6%未満	6%以上
中小企業	4万円	5万円	6.5万円	7万円
大企業	2.6万円	3.3万円	4.3万円	4.6万円

設置内容	加算額
職務評価の手法により賃金規定等を増額規定した場合	20万円（15万円）
有期雇用労働者等に適用される昇給制度を新たに規定した場合	20万円（15万円）

※1事業所当たりの加算額（ ）は大企業

キャリアアップ助成金は計画書を提出してから取り組み（賃上げ等）を開始しないと助成されないため、まずは計画書の提出をお願いします。
賃金規定等改定コースの場合は最低賃金引き上げの効力が発する前日までに賃金規定等の改定と規定の適用が必要です。



助成の対象になる労働者・事業主についての主な要件やポイント

- ・賃金引き上げ前3ヶ月と引き上げ後6ヶ月以上の期間、継続して事業主に雇用されている有期雇用労働者等が助成対象（雇用保険の被保険者として）
- ・賃金規定等を3%以上増額改定（もしくは賃金規定を新規に作成）すること
- ・改訂後の規定を6ヶ月以上運用（支給申請日まで継続して運用）すること
- ・賃金規定等を改訂後6ヶ月分の賃金支給した日の翌日から2ヶ月以内に申請が必要

② 令和7年度 業務改善助成金

業務改善助成金は事業場内で**最も低い賃金を引き上げ**、生産性向上に資する**設備投資等を行った場合**に、その設備投資等にかかった**費用の一部を助成する制度**です。令和7年9月5日から**対象事業所の範囲が拡充**となり、また**一部手続き省略可能**となりましたので、制度の変更点と活用のポイントについてご案内させていただきます。

賃上げのコースと助成上限額について

コース区分	30円コース (引き上げ30円以上)	45円コース (引き上げ45円以上)	60円コース (引き上げ60円以上)	90円コース (引き上げ90円以上)
助成上限額	30～130万円	45～180万円	60～300万円	90～600万円
助成率	1,000円未満（賃上げ前事業場内最低賃金）			4 / 5
	1,000円以上（賃上げ前事業場内最低賃金）			3 / 4

◎実際に助成される金額は、生産性向上に資する**設備投資等にかかった費用**に上記どちらかの**助成率をかけた金額**と、**助成上限額**とを比較し、**いずれか安い方の金額**となります。

対象事業所の範囲の拡充について（山形県の場合）

従来	拡充
事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業所が対象	事業場内最低賃金が改訂後の地域別最低賃金額未満までの事業所が対象
事業場内最低賃金が955円～1,005円の事業所	事業場内最低賃金が955円～1,031円の事業所

一部手続き省略について（山形県の場合）

令和7年9月5日から令和7年12月22日（最低賃金改定日の前日）までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引き上げ計画の提出は不要となりました

業務改善助成金を活用する際のポイント

- ・ 中小企業および小規模事業主であること（みなし大企業は対象外）
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間前に募集が終了する場合がある
- ・ 交付申請→交付決定→事業実施→事業実績報告→交付額確定→助成金受領の流れ
※特に交付決定前に助成対象設備の導入を行うと助成の対象とならない
- ・ 助成上限額は賃金の引き上げ額と、引き上げる労働者の人数によって決定

※ 業務改善助成金は山形労働局の雇用環境・均等室（023-624-8228）が窓口になっております

※ 活用を検討する場合は、事前に相談してみたいかがでしょうか

ハローワーク米沢

令和7年10月20日 ハローワーク米沢発行

米沢所公式HPから登録できます バックナンバーも掲載中

メール配信登録も好評受付中



担当：専門援助部門 TEL 0238-22-8155

〒992-0012 米沢市金池3-1-39

ハローワーク米沢で取扱う雇用関係助成金は

2階の専門援助部門の窓口でご対応します

お気軽にお問い合わせください